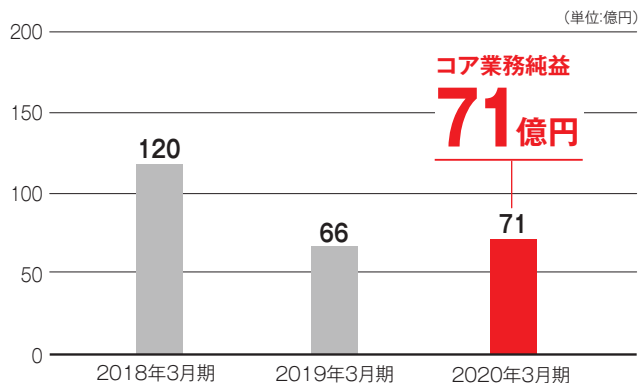


業績ハイライト

損益の状況

■ コア業務純益

コア業務純益は、経費が増加したものの、資金利益が増加し役務取引等利益も増加したことから前期比5億円増加して71億円となりました。



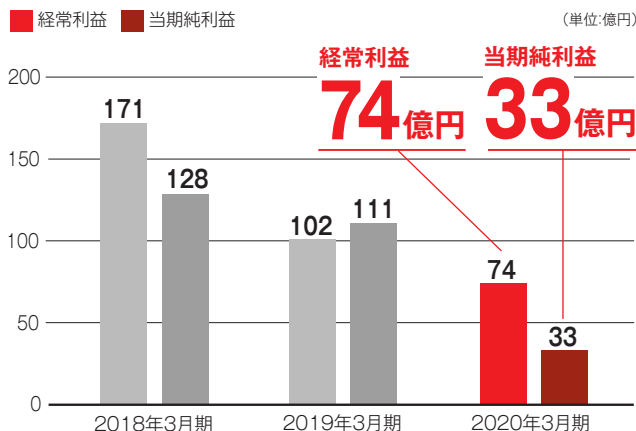
用語解説

● コア業務純益

業務粗利益から国債等債券損益と人件費や物件費などの経費を差し引いた銀行本来の業務から得られる利益

■ 経常利益・当期純利益

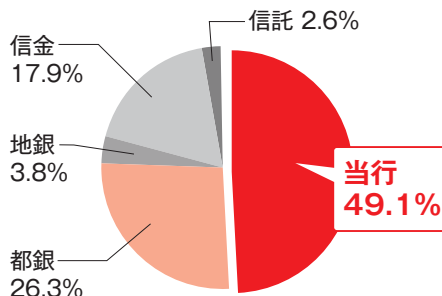
経常利益は、業務純益が増加したものの不良債権処理額が増加したことから74億円となり、当期純利益は、経常利益の減少に加え、前期に計上した退職給付制度改定益47億円といった特殊要因がないことや、構造改革費用として店舗ネットワークの再編に伴う固定資産の減損損失を計上したことなどから33億円となりました。



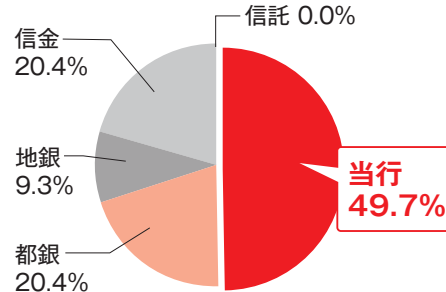
奈良県内シェア

当行の主要マーケットである奈良県では、預金、貸出金とも圧倒的なシェアを誇っています。

■ 預金



■ 貸出金

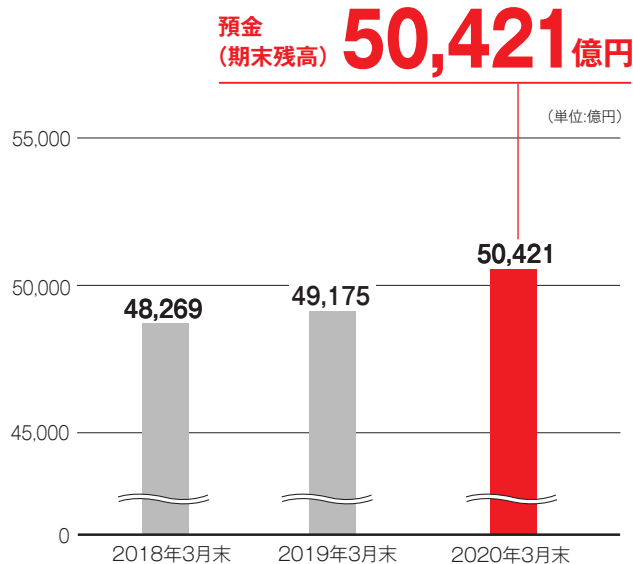


(2020年3月末現在：銀行・県内信用金庫<ゆうちょ銀行・農協等を除く>を対象としています。)

預金の状況

■ 預金

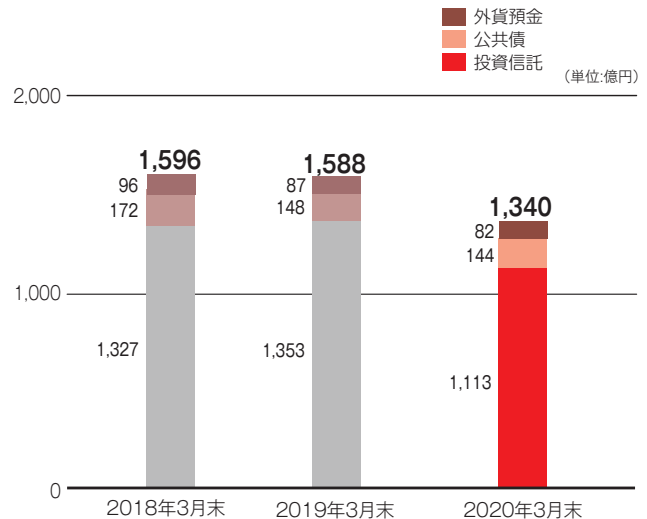
預金残高は、個人預金や法人預金が堅調に推移したことから前期末比1,246億円増加し、2020年3月末残高は5兆421億円となりました。



個人向け預かり資産

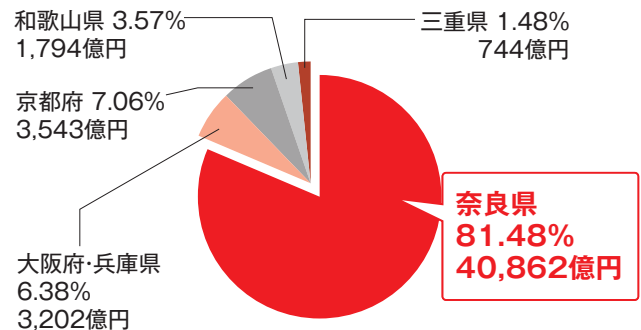
■ 個人向け預かり資産残高

お客さまのニーズが多様化するなか、さまざまな資産運用商品・サービスのご提案を通じ、お客さまの豊かな将来設計にお応えしています。個人向け預かり資産残高は、投資信託等が減少したことから前期末比248億円減少し、1,340億円となりました。



■ 地域※の預金残高と府県別比率

地域の預金残高は、5兆148億円となり、総預金残高5兆421億円の99.45%を占めています。



※地域の定義 当行は、奈良県および大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、三重県の6府県を地元営業地域として営業基盤を拡大しつつ、長年にわたり地域に密着し経済活動を支援しています。本誌に記載している「地域」とは、この地元営業地域のことをさします。

(2020年3月末現在)

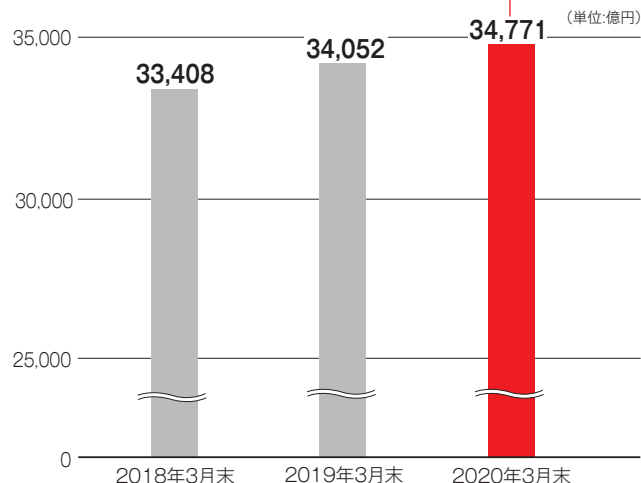
業績ハイライト

貸出金の状況

■ 貸出金

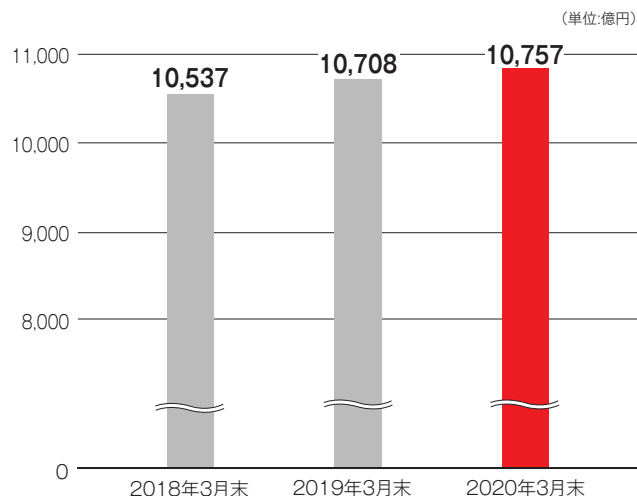
貸出金残高は、中小企業や地方公共団体向け貸出、住宅ローンが増加したことから前期末比718億円増加し、3兆4,771億円となりました。

貸出金(期末残高)
34,771億円



■ 個人向け貸出金残高

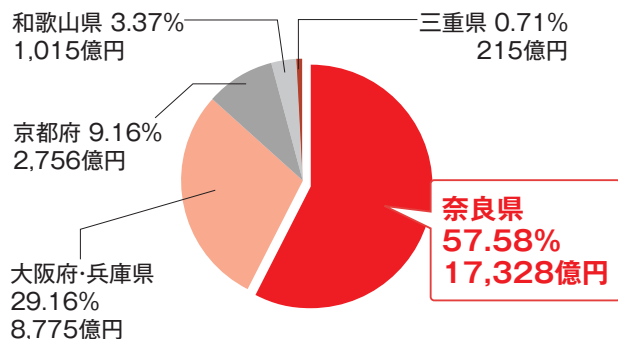
個人向け貸出金残高は、住宅ローンが順調に推移したことから、前期末比49億円増加し、1兆757億円となりました。



※個人向け貸出金残高は「個人ローン残高」を計上しています。

■ 地域*向け貸出金と府県別比率

地域向け貸出金残高は、3兆92億円となり、総融資残高3兆4,771億円の86.54%を占めています。



(2020年3月末現在)

※地域の定義 当行は、奈良県および大阪府、兵庫県、京都府、和歌山県、三重県の6府県を地元営業地域として営業基盤を拡大しつつ、長年にわたり地域に密着し経済活動を支援しています。本誌に記載している「地域」とは、この地元営業地域のことをさします。

自己資本の状況

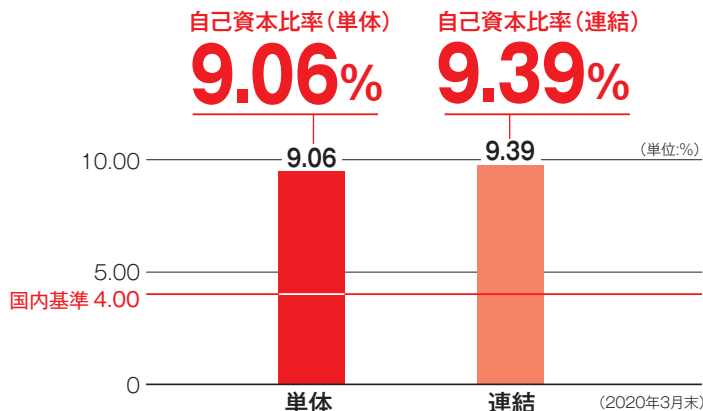
自己資本比率

自己資本比率は単体ベースで9.06%、連結ベースで9.39%となり、国内基準行に対して求められている4%を大きく上回っています。

用語解説

自己資本比率

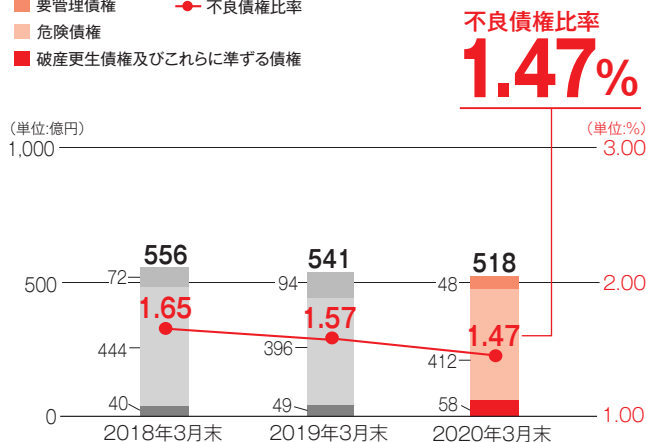
銀行の健全性を測る代表的な指標の一つ。自己資本比率規制に関する告示(2006年金融庁告示第19号)の一部改正に伴い、2014年3月末からは新基準(バーゼルⅢに基づく新国内基準)により算出しており4%以上の水準を満たすことが求められています。



不良債権の状況

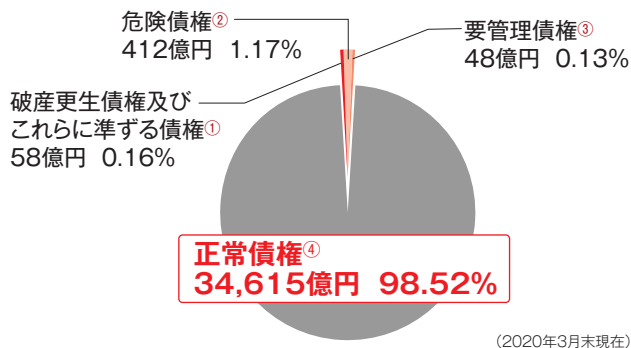
金融再生法開示債権額と不良債権比率の推移

- 要管理債権
- 危険債権
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- 不良債権比率



金融再生法基準の不良債権残高は、518億円、債権額に占める不良債権の割合は、1.47%となりました。

金融再生法に基づく開示債権の構成比



用語解説

①破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

②危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

③要管理債権

3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

④正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権
(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権)